



発行 新潟県

第 95 号

平成27年12月8日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1478 知事指定薬物の失効（医務薬事課）
- 1479 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 1480 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 1481 保安林の指定解除（治山課）
- 1482 保安林の指定予定（治山課）
- 1483 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 1484 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 1485 公共測量の実施通知（監理課）
- 1486 道路の区域変更（道路管理課）
- 1487 道路の供用開始（道路管理課）
- 1488 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 1489 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 1490 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）

公 告

特定調達契約の落札者等（財政課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局総務課）

公安委員会規則

15 不正競争防止法第35条第3項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則（生活保安課）



◎新潟県告示第1478号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年12月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 1－（2，3－ジヒドロベンゾフラン－5－イル）－N－メチルプロパン－2－アミン（通称名：5－M APDB）及びその塩類
- (2) [1－（4－フルオロベンジル）－1H－インドール－3－イル]（ナフトレン－1－イル）メタノン（通称名：FUB－JWH－018）及びその塩類
- (3) N－（4－フルオロフェニル）－N－[1－（2－フェネチル）ピペリジン－4－イル]ブタナミド（通称名：p－fluorobutyrylfentanyl）及びその塩類
- (4) N－（1－アミノ－3－メチル－1－オキソブタン－2－イル）－1－（2－フルオロベンジル）－1H－インダゾール－3－カルボキサミド（通称名：AB－FUBINACA 2－fluorobenzyl

i s o m e r) 及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

平成27年12月5日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。

◎新潟県告示第1479号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

平成27年12月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
城北調剤薬局	新発田市中曽根町1丁目3番25号	精神通院医療	平成27年12月1日
川口薬局	長岡市西川口1240-7	精神通院医療	平成27年12月1日

◎新潟県告示第1480号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成27年12月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
医療法人責善会馬場クリニック	村上市田端町10-30	精神通院医療	平成27年10月30日

◎新潟県告示第1481号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成27年12月8日

新潟県上越地域振興局長

1 解除に係る森林の所在場所

新潟県上越市安塚区切越字水木557の5、菅沼字才り口898の5

2 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

3 解除の理由

道路用地とするため

◎新潟県告示第1482号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成27年12月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県上越市安塚区真萩平字袖牧 4404 の 1、4404 の 2、4406、4419 の 1 から 4419 の 6 まで、4420 の 1、4420 の 2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1483号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営農業用排水施設整備・農業用道路整備・区画整理・農用地改良保全(中山間地域総合整備)事業に係る換地計画を定めたので、平成27年12月9日から平成28年1月13日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年12月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	津南(赤沢)	換地計画書の写し	津南町役場

1 この換地計画について異議があるときは、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。

2 この換地計画について不服があったとしても、この換地計画についての取消しの訴えを提起することができない。取消しの訴えを提起することができるのは、この換地計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1484号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理・農業用排水施設整備(農地環境整備)事業に係る換地計画を定めたので、平成27年12月9日から平成28年1月13日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年12月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	当間(上村)	換地計画書の写し	十日町市役所

1 この換地計画について異議があるときは、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。

2 この換地計画について不服があったとしても、この換地計画についての取消しの訴えを提起することができない。取消しの訴えを提起することができるのは、この換地計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1485号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、村上市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年12月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(平成27年度 村上市道路台帳(山北地区)補正業務委託 都市計画図作成)
- 2 作業期間 平成27年10月6日から平成28年3月23日まで
- 3 作業地域 村上市山北地区

◎新潟県告示第1486号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年12月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 253号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市小泉112番1から	新	33.0～47.8メートル	69.7メートル
同市小泉113番9まで	旧	33.0～47.8メートル	69.7メートル

◎新潟県告示第1487号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年12月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 253号
- 2 供用開始の区間
十日町市小泉112番1から同市小泉113番9まで
- 3 供用開始の期日 平成27年12月8日

◎新潟県告示第1488号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成18年3月3日新潟県告示第320号）を次のとおり解除する。

平成27年12月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
五十島地区	東蒲原郡阿賀町五十島	次の図のとおり	地すべり

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1489号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年12月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

五十島地区	東蒲原郡阿賀町五十島	次の図のとおり	地すべり
-------	------------	---------	------

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備え置いて縦覧に供する。)

2 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
田麦山 (H25) 地区	長岡市川口田麦山	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小脇丁(3)地区	十日町市小脇丁	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小脇丁(4)地区	十日町市小脇丁	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小脇丁(1)地区	十日町市小脇丁	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小脇丁(2)地区	十日町市小脇丁	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝ノ沢地区	十日町市小脇丁	次の図のとおり	土石流
小脇地区	十日町市小脇丁	次の図のとおり	地すべり
思川地区	十日町市水口沢	次の図のとおり	土石流
中屋敷地区	十日町市中屋敷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沖立(2)地区	十日町市沖立	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沖立(3)地区	十日町市沖立	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沖立(4)地区	十日町市沖立	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沖立(1)地区	十日町市沖立	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
うるし沢地区	十日町市沖立、東善寺、水口沢	次の図のとおり	土石流
塩辛(1)地区	十日町市木落	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木落(1)地区	十日町市木落	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三領地区	十日町市三領	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小根岸地区	十日町市小根岸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

小根岸(1)地区	十日町市小根岸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
伊勢平治地区	十日町市友重乙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮中地区	十日町市宮中	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

4 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下猪子田地区	上越市浦川原区下猪子田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下猪子田沢地区	上越市浦川原区下猪子田	次の図のとおり	土石流
大沢地区	上越市浦川原区下猪子田	次の図のとおり	土石流
猿姫地区	上越市浦川原区下猪子田	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1490号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年12月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小脇丁(3)地区	十日町市小脇丁	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小脇丁(4)地区	十日町市小脇丁	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小脇丁(1)地区	十日町市小脇丁	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小脇丁(2)地区	十日町市小脇丁	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝ノ沢地区	十日町市小脇丁	次の図のとおり	土石流
思川地区	十日町市水口沢	次の図のとおり	土石流
沖立(1)地区	十日町市沖立	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
うるし沢地区	十日町市沖立、東善寺、水口沢	次の図のとおり	土石流
三領地区	十日町市三領	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

小根岸(1)地区	十日町市小根岸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
----------	---------	---------	---------

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下猪子田地区	上越市浦川原区下猪子田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて縦覧に供する。)

公 告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年12月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 調達件名及び数量
新潟県予算編成システム運用管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県総務管理部財政課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札者決定日
平成27年11月30日（月）
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通株式会社新潟支社
新潟県新潟市中央区礎町通二ノ町2077
- 5 落札金額
16,670,448円
- 6 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 7 入札公告日
平成27年10月2日（金）
- 8 落札方法
技術点及び価格点の和

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、スチームコンベクションオープンの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成27年12月8日

新潟県立精神医療センター院長 細木 俊宏

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
スチームコンベクションオープン 一式

- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成28年2月29日(月)
- (4) 納入場所
新潟県立精神医療センター
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 本調達物品の公告日現在で、新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登録されている者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 940-0015
新潟県長岡市寿2丁目4-1
新潟県立精神医療センター経営課
電話番号 0258-24-3930 内線128

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
平成27年12月15日(火)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成27年12月18日(金)午前11時00分
新潟県立精神医療センター 大会議室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
免除する。

- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立精神医療センターの交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条

の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第15号

不正競争防止法第35条第3項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則を次のように定める。

平成27年12月8日

新潟県公安委員会

委員長 小熊 迪 義

不正競争防止法第35条第3項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則

新潟県警察に勤務する警察官のうち、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第35条第3項の新潟県公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げるものとする。

- (1) 新潟県警察本部長の職にある者
- (2) 新潟県警察本部の生活安全部、地域部、刑事部、交通部又は警備部に勤務する警部以上の階級にある警察官
- (3) 警察署に勤務する警部以上の階級にある警察官

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。